

別表十三（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第64条から第65条まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の70から第68条の72まで《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額4」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。
 - (2) 「差益割合の計算」の各欄は、代替資産の圧縮記帳又は特別勘定の金額を算定する基礎となる差益割合等を算出するためのものですから、特別勘定を設けた場合には、翌期以降も記載してください。この場合において、「差益割合23」は、誤差のない程度に算出して記載する必要がありますが、一定の位で切り捨てることは差し支えありません。
 - (3) 「特別勘定に経理した金額29」には、措置法第64条の2第2項の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。